

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成30年1月22日（平成30年（行個）諮問第5号）

答申日：平成30年5月14日（平成30年度（行個）答申第24号）

事件名：共同相続人が提出した特定被相続人に係る相続税の修正申告書に含まれる本人に関する書類の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「亡特定個人Aが提出した被相続人特定個人Bに関する相続税の修正申告書第1表～第15表及び添付書類で審査請求人に関する書類」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月24日付け特定記号第86号により特定税務署長（以下「処分庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、以下のとおりである（資料については省略）。

（1）審査請求書

亡特定個人Aの更正の請求をするため、亡特定個人Aが提出した被相続人特定個人Bに関する相続税の修正申告書第1表～第15表及び添付書類で審査請求人に関する書類の開示を求めたが不開示となった。当該保有個人情報の存否についても回答できないとの回答であった（特定記号第86号）。

ア 経過について

亡特定個人Aは、既に死亡しており、相続税の修正申告書が存在するかどうか判明しなかった（更正の請求をする当初、亡特定個人Aが提出した被相続人特定個人Bの申告をした代理人税理士Cは、修正申告書を作成し相続人特定個人D（代理人税理士C）に渡したが、その控は持っていないので修正申告はしていないとのことだった。）。亡特定個人Aの更正の請求をするためには修正申告書の存否の確認が重要であったが、上記の経過により、修正申告書は存在

しないという前提で、更正の請求をした。

更正の請求をした後に、特定税務署から亡特定個人Aの修正申告書の存在を明かされ、修正申告書を基に補正して更正の請求をした。

イ 主張について

保有個人情報開示請求書（平成29年7月18日）において、亡特定個人Aが提出した被相続人特定個人Bに関する相続税の修正申告書の審査請求人に関する部分の開示を求めたのだから、開示すべきである。開示しないと、納税者が誤った更正の請求をすることにより、納税者が不利になり、課税の公平が保てない。正しい申告をするために存否だけでも回答すべきである。

ところで、平成20年6月19日付けの「保有個人情報の開示をしない旨の決定について（通知）」（特定記号第105号）においては、「開示請求に係る保有個人情報は、取得しておらず、保有していないため、不開示とした」と保有個人情報の存否について、無いと答えている。なぜ、このように取扱いに差異が起こるのか、その理由のご教示をお願いする。

また、おそらく、正しい更正の請求（期限は平成29年8月3日）をさせないようにするため、開示まで約1か月かかると回答し（開示が8月中旬になった場合、正しい更正の請求をしようとする期限（8月3日）を徒過する）、不作為をしようとした。これについては、指摘して改善された。今後このようなことが他の納税者に及ばないように適正な税務行政の執行を要望する。

(2) 意見書

ア 国税庁の理由説明書（下記第3。以下同じ。）「2 原処分の妥当性について」への反論

国税庁は、「2 原処分の妥当性について」（1）において、法14条2号とそのただし書について検討している。同号ただし書イであるが、審査請求人と亡特定個人Aが相続税の修正申告書を共同で作成していないことは、審査請求人が知っていることであり、処分庁も共同で申告書を作成していないと認識していたので、同号ただし書イには該当しないことは明らかである。

しかし、国税庁は、法14条2号ただし書ロについて、「該当すると認めるべき事情も存しない」と述べて事案に応じた慎重な検討をしていない。本事件の審査請求人と審査請求人以外（特定個人D、特定個人E）は、亡特定個人Aの相続人であり、更正の請求をする権利を有するのであるから、正しい更正の請求をするためには、更正の請求の金額の基になる修正申告の金額（又は修正申告の存否）を知ることが重要であり、亡特定個人Aが修正申告書をしたかどうか

かが重要なことになる。

本事件においては、開示請求者以外（亡特定個人A）の個人に関する情報（亡特定個人Aが提出した修正申告書に書かれた亡特定個人Aの部分とその他の相続人の部分（審査請求人））について、不開示とすることにより保護される開示請求者以外（亡特定個人A）の個人の権利利益よりも、開示請求者（審査請求人）を含む財産を保護することの必要性が上回ることは明らかである。なぜなら、更正の請求をすることによって、開示請求者（審査請求人）と開示請求者以外（特定個人D、特定個人E）の財産が保護されるからである。

このように、個人情報が開示されれば（又は、その存否が開示されれば）、開示請求者と開示請求者以外（特定個人D、特定個人E）の財産が保護されるのであるから、理由説明書「2 原処分の妥当性について」（3）イに書いてあるような無申告や虚偽の申告のようなことは起こらないし、実際に、特定税務署の職員から口頭で個人情報伝えられても起こらなかった。したがって、税務行政の適正な遂行に支障もなかったので、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当することはない。

すなわち、審査請求書で述べたように、実際には、特定税務署の職員から口頭で、亡特定個人Aの修正申告書の存在を明かされ、書類の差し替えをしたのだから、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当しないことは明らかである。

イ 国税庁の理由説明書「3 審査請求人の主張について」への反論

特定記号第105号の処分において、保有個人情報の存否について明らかにしているが、その理由について、「審査請求人自身が提出した申告書に記載された保有個人情報の開示を求めるものであることから、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにした・・・」としている。

ところで、平成20年3月18日提出の保有個人情報開示請求書では、審査請求人自身が提出した所得税の準確定申告書でないにもかかわらず、審査請求人の部分を開示している。この準確定申告書は、共同で提出していないことは、審査請求人の欄に押印がないことから、処分庁として認識できるが、それにもかかわらず、審査請求人以外の相続人が提出した申告書に記載された保有個人情報の部分開示をしている。このように、取扱いに差異が起こっている。

以上のことから、国税庁の理由説明書は、不開示の理由になっていない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求等について

本件開示請求は、処分庁に対して、亡特定個人Aが提出した被相続人特定個人B（特定年月日死亡）に関する相続税の修正申告書第1表～第15表及び添付書類で審査請求人に関する書類に記載された保有個人情報（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件開示請求に対し、平成29年7月24日付け特定記号第86号により、本件対象保有個人情報の有無を答えることにより、審査請求人以外の相続人が相続税修正申告書を提出した事実の有無という、法14条2号に規定する不開示情報を開示することになること及び審査請求人以外の相続人に係る当該不開示情報を開示することにより、税務行政への信頼が損なわれ、同条7号に規定する税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあることを理由として、法17条の規定に基づき、本件対象保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否する旨の不開示決定（原処分）を行った。

これに対し審査請求人は、原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

(1) 法14条2号、7号柱書き及び17条の規定について

法14条2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報として規定している。

ただし、この不開示情報から、①法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報、②審査請求人を含む人の生命、健康、生活又は財産を保護するために開示することが必要であると認められる情報、③公務員等の職務の遂行に係る情報は除かれている。

また、法14条7号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報として規定している。

さらに、法17条は、開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、行政機関の長は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる旨を規定している。

(2) 相続税の申告書の提出手続等について

ア 相続税の申告については、相続等により財産を取得した者は、その被相続人から財産を取得した全ての者に係る相続税の課税価格の合計

額がその遺産に係る基礎控除額を超える場合において、その者の相続税の課税価格に係る相続税額があるときは、所定の期間内に被相続人の死亡時における住所地の所轄税務署長に課税価格、相続税額等を記載した相続税の申告書を提出しなければならないとされている。

なお、相続税の申告は、各相続人が個別に行うことを原則としているが、相続等により財産を取得した者が任意により共同で作成して一つの申告書で提出することができるかとされている。

また、修正申告書は、申告書を提出した者が、その申告書の提出により納付すべきものとして記載した税額に不足額がある場合等に、その申告について、その誤りを自発的に是正するために税務署長に対し提出することができるものである。

イ 一般に、相続税の申告において、共同相続人が共同で作成して一つの申告書（修正申告書を含む。）を提出した場合には、相続税の申告義務が生じた共同相続人の有無、範囲、課税価格、相続税額等について、共同相続人相互に共通認識を有しているのが通常であると認められる。

しかしながら、各共同相続人が別々に申告書を作成して提出した場合には、共同で作成して一つの申告書で提出した場合のように、各共同相続人が各人の相続税の申告義務の有無や課税価格等について、相互に共通認識を有していると直ちに推認することはできない。

（３）本件存否情報の不開示情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報とは、審査請求人以外の相続人が提出した相続税の修正申告書に記載された保有個人情報であり、その存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の修正申告書を提出した事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を明らかにすることとなる。

そして、本件存否情報は、法 14 条 2 号に規定する開示請求者以外の個人を識別することができる情報に該当すると認められる一方で、審査請求人及び当該審査請求人以外の相続人は特定被相続人の共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報が同号ただし書イにいう「慣行として開示請求者が知ることができ」る情報に該当する余地もある。

そこで、本件において、そのような個別事情があったか否かを検討すると、審査請求書及び添付書類の記載内容等によれば、相続税の修正申告書について、審査請求人が審査請求人以外の相続人と共同で修正申告書を作成して提出したとまでは認められないことから、上記（２）のイのとおり、各共同相続人が各人の相続税の申告義務の有無や課税価格等について、相互に共通認識を有していると直ち

に推認することはできず、原処分時点で審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができたといえる個別事情があったとまでは認められない。

したがって、本件存否情報は、法14条2号ただし書イに該当せず、さらに、同号ただし書ロ及びハに該当すると認めるべき事情も存しないことから、本件存否情報は、同号の不開示情報に該当すると認められる。

イ また、本件存否情報を明らかにすることは、審査請求人以外の相続人の申告情報（相続税の修正申告書を提出した事実の有無）を審査請求人に開示することにほかならないものと認められる。

申告納税制度は、納税者自らが税法を正しく理解し、その税法に従って正しい申告と納税をするという民主的な制度であるところ、納税者（審査請求人以外の相続人）の申告情報を他の納税者（審査請求人）に開示することは、納税者（審査請求人以外の相続人）と税務当局との信頼関係を著しく損なうばかりか、制度を信頼し税務当局に申告を行っている一般の納税者の税務申告に対するコンプライアンスまで著しく低下させることとなる。

その結果、相続税の申告情報を税務当局への開示請求によって知られることを避けるため、無申告となったり、虚偽の申告を行うことなどが想定され、税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、本件存否情報は、法14条7号柱書きの不開示情報にも該当するものと認められる。

ウ したがって、本件対象保有個人情報の存否を明らかにすることは、本件存否情報という法14条2号及び7号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により存否応答拒否すべきものと認められる。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、処分庁が、平成20年6月19日付け特定記号第105号の処分（以下「前回処分」という。）において保有個人情報の存否について明らかにしていることから、原処分との取扱いの差異が起こった理由の説明を求めている。

これについては、前回処分に係る開示請求は、審査請求人自身が提出した申告書に記載された保有個人情報の開示を求めるものであることから、開示請求に係る保有個人情報の存否を明らかにしたものであるが、本件開示請求は、審査請求人以外の相続人が提出した申告書に記載された保有個人情報の開示を求めるものであることから、上記2のとおり存否応答拒否としたものである。

審査請求人は、その他種々主張するが、これらの主張は原処分の決定を

左右するものではない。

4 結論

以上のことから、本件開示請求については、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで、法14条2号及び7号柱書きの不開示情報を開示することとなるため、法17条に基づき、その存否を明らかにせず、開示請求を拒否した原処分は妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年1月22日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月19日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ④ 同年4月12日 審議
- ⑤ 同年5月10日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、本件対象保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象保有個人情報の開示を求め、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 本件対象保有個人情報は、審査請求人以外の相続人が提出した相続税の修正申告書に記録された、審査請求人を本人とする保有個人情報であり、その存否を答えることは、審査請求人以外の相続人が相続税の修正申告書を提出した事実の有無（本件存否情報）を明らかにすることとなる。

そこで、以下、本件存否情報の不開示情報該当性について検討する。

- (2) まず、本件存否情報は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

- (3) 本件においては、審査請求人及び亡特定個人Aは被相続人特定個人Bの共同相続人であるため、個別事情によっては、本件存否情報が法14条2号ただし書きにいう「慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」に該当する余地もある。そこで、以下、本件において、そのような個別事情があったか否かを検討する。

ア まず、審査請求書及び意見書等によれば、審査請求人は、被相続人特定個人Bに関する相続税の修正申告書を亡特定個人Aと共同で作成しておらず、また、もともと本件修正申告書の作成の有無についても

知らず、さらに、亡特定個人Aの被相続人特定個人Bに関する相続税の修正申告書の提出の有無について、当該申告に関与していると思われる者（税理士C）に確認したが確認できなかったものと認められる。

イ また、審査請求人は、更正の請求書の提出（審査請求人が提出した資料によれば、平成29年7月28日と認められる。）後、特定税務署から亡特定個人Aの被相続人特定個人Bに関する修正申告書の存在を明かされたとしているため、この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁は次のとおり説明する。

（ア）特定税務署の職員が、審査請求人に対し、亡特定個人Aの被相続人特定個人Bに関する相続税の修正申告書の存否を伝えた旨の記録は残っていない。そこで、担当者に確認したところ、審査請求人に、当該修正申告書の存否を直接伝えたことはなく、更正の請求書の追加の提出や差し替えは依頼していないとのことであった。

（イ）そもそも、更正の請求があった場合には、税務署長は、その請求に係る課税標準等又は税額等を調査し、その調査に基づいて減額更正等をし、請求者に通知することとされているため、税務署から更正の請求書の追加や差し替えをするよう請求者に対し指導することが一般的とはいえない。

ウ 諮問庁の上記イの説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定するに足りる事情は認められない。

エ 以上によれば、原処分時点において、審査請求人が本件存否情報を慣行として知ることができ、又は知ることが予定されているとするだけの事情は認められないことから、本件存否情報が法14条2号ただし書イに該当するとは認められない。

（4）審査請求人は、法14条2号ただし書ロに該当するとして、存否応答拒否とした原処分は不当であるとも主張している。

しかし、本件存否情報、すなわち審査請求人以外の相続人が相続税の修正申告書を提出した事実の有無それ自体が、審査請求人の財産を保護するために必要であるとは認め難いことから、本件存否情報が法14条2号ただし書ロに該当すると認めることはできない。

そして、本件存否情報が法14条2号ただし書ハに該当すると認めるべき事情は存しない。

（5）以上より、本件存否情報は、法14条2号の不開示情報に該当すると認められることから、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、本件対象保有個人情報の存否を答えるだけで同条2号の不開示情報を開示することとなるため、法17条の規定により、その存否を明らかにしないで、開示請求を拒否した原処分は妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

(1) 審査請求人は、意見書（上記第2の2（2）イ）において、開示請求者以外の共同相続人が提出した所得税の準確定申告書に記録された保有個人情報の開示請求に対しては、存否が明らかにされた上で部分開示されており、本件と対応が異なっている旨を指摘していると解される。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、所得税法施行令では、相続人の一人が他の相続人の氏名を付記して準確定申告書を提出した場合、当該申告書を提出した相続人は、他の相続人に申告内容を通知しなければならない（同令263条2項及び3項）という規定がある一方、相続税法にはこのような規定がないことから、上記のように対応が異なることとなる旨説明する。

当審査会事務局職員をして所得税法及び相続税法の関係規定を確認させたところ、諮問庁の説明のとおりであり、審査請求人の上記主張には理由がない。

また、前回処分に係る審査請求人の主張に対する諮問庁の上記第3の3の説明に不自然、不合理な点はなく、これを否定するに足りる事情は認められない。

(2) 審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記2の判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法14条2号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定について、諮問庁が当該情報は同条2号及び7号柱書きに該当することから開示請求を拒否すべきとしていることについては、当該情報は同条2号に該当すると認められるので、同条7号柱書きについて判断するまでもなく、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子